公　告

諮　事　項

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社アイ・アール・アイファイナンスアンドテクノロジー
２．住所　東京都目黒区目黒一丁目24番12号（旧住所：東京都新宿区西新宿一丁目26番２号）
３．代表者の氏名　代表取締役社長　吉田　敦男
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第481号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年11月12日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成22年５月12日

関東財務局長　厚木　　進

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社アルファ・イノベーションズ
２．住所　東京都港区西麻布一丁目３番10号ＫＮ西麻布ビル３Ｆ
３．代表者の氏名　代表取締役　山本　芳樹
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第540号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年11月12日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成22年５月12日

関東財務局長　厚木　　進

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社エル・エヌ・シー
２．住所　東京都中央区銀座３―８―10銀座朝日ビル７階
３．代表者の氏名　代表取締役　糸川　正晃
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第638号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年11月12日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成22年５月12日

関東財務局長　厚木　　進

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社モーゲージ・サポート
２．住所　東京都新宿区新宿５丁目15―１みくにビル２Ｆ
３．代表者の氏名　代表取締役　中尾浩一郎
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第667号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年11月12日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成22年５月12日

関東財務局長　厚木　　進

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ベース・リサーチ株式会社
２．住所　東京都中央区京橋１―17―１昭美京橋第二ビル
３．代表者の氏名　代表取締役社長　佐々木源次朗
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1045号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年11月12日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成22年５月12日

関東財務局長　厚木　　進

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　インサイトキャピタル株式会社
２．住所　東京都品川区東五反田３―５―９
３．代表者の氏名　代表取締役　冨澤　　徹
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1748号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年11月12日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成22年５月12日

関東財務局長　厚木　　進

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　グローバルＫＤ株式会社
２．住所　東京都立川市錦町一丁目４番４号
３．代表者の氏名　代表取締役　北田　晴久
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2030号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年11月12日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成22年５月12日

関東財務局長　厚木　　進

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社ＬＣパートナーズ
２．住所　東京都港区元赤坂一丁目１番８号
３．代表者の氏名　代表取締役　小山　　努
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2287号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年11月12日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成22年５月12日

関東財務局長　厚木　　進